

# 合併協議会だより

平成16年

第4号

8月1日

発行：観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局 ☎ 0875-54-9880 FAX 0875-54-9885  
URL <http://www.kot-gappei.jp>



荻の丘公園幼児用プール

- 新市建設計画の協議が進んでいます。
- 協定項目 23その他(各種事務事業)についての調整方針の確認状況  
(第4回合併協議会までのもの)

## 主な内容

- 第5回合併協議会の結果 ..... 2～3
- 新市建設計画(その1)について ..... 4～5
- 合併協定項目の検討内容  
23その他(各種事務事業)について ..... 6～7
- 第7・8回合併協議会のお知らせ・  
ご意見等 ..... 8



豊浜町  
「とよはま踊り」



観音寺市「銭形まつり」



大野原町  
「大野原首頭」

# 第5回 合併協議会の 結果

6月24日に第5回合併協議会が開催されました。

6月14日をもって選任された委員の委嘱状の交付が行われました。

会議では、報告事項2件、協議事項（継続協議を含む）13件を協議しました。



委嘱状交付

## 報告及び確認事項

### 1 報告事項

#### 報告第23号

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会委員の変更について

委員の変更について報告がありました。観音寺市議会議長の交代があり、6月14日より、白川 精氏に代わり、藤田芳種氏が選任されました。

#### 報告第24号

観音寺市・大野原町・豊浜町ネットワーク調査・基本計画作成業務委託契約の締結について

1市2町のネットワーク調査・基本計画作成業務委託契約を「株式会社工又・ティ・ティマーケティングアクト四国香川支店」と締結したことの報告がありました。

の提案で確認されました。内容については、第3号合併協議会だよりをご覧ください。

#### 協議第5号

財産及び債務の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。  
1 1市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。  
2 財産区有財産については、財産区有財産として、すべて新市に引き継ぐものとする。

#### 協議第11号

条例・規則等の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。条例・規則等については、合併協議会で協議・確認された各種事務事業の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。  
1 合併時に新市の市長職務執行者の専決処分又は職権により即時制定し、施行するもの。

2 合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの。  
3 合併後、逐次制定し、施行するもの。

#### 協議第17号

消防団・海防団の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。  
1 消防団  
1 1市2町の消防団については、合併時に統合し、消防団の定員、任免、給与、服務等は合併時まで調整する。  
2 海防団  
観音寺市海防団については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとし、その組織等は、必要に応じ、新市において調整する。

#### 協議第23号-5

各種事務事業（消防・防災関係）の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。  
1 地域防災計画については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。  
2 自主防災組織の育成・指導については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。  
3 防災行政無線については、現行のとおりに引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。

#### 協議第23号-4

各種事務事業（人権擁護関係）の取扱いについて

次のとおり提案があり確認されました。  
1 人権擁護審議会並びに「人権教育

## 協議事項

### 協議第23号-17

各種事務事業（農林水産事業関係）の取扱いについて（継続協議）

第4回合併協議会において農業振興関係団体への補助金、負担金等について合併時に廃止すべきではないかとの意見が出され継続協議となりましたが、1市2町の首長間での協議により、行政改革の必要性があるので合併前に適正化の努力を図ったうえで新市に引き継ぐこととなったため、前回どおり





のための国連10年「行動計画等  
人権啓発活動事務については、合併  
時に再編統一する。

2 隣保館の運営については、国の運  
営要綱を踏まえ、現行のとおり新  
市に引き継ぐ。

3 同和对策個人給付事業については、  
現行のとおり引き継ぎ、県の動向  
を見て新市において調整する。

4 同和对策社会福祉事業については、  
現行のとおり引き継ぎ、新市にお  
いて調整する。

5 同和对策小口融資資金貸付事業に  
ついては、現行のとおり引き継ぎ、  
新市において調整する。

**協議第23号-26**

**各種事務事業（人権・同和教育関係）  
の取扱いについて**

次のとおり提案があり確認されました。  
1 人権教育及び人権啓発の推進を図  
る組織体制については、現行のと  
おり引き継ぎ、新市において再編  
統一する。

2 人権・同和教 育施策については、

現行のとおり  
引き継ぎ、新  
市において調  
整する。

3 人権・同和教  
育資料等につ  
いては、現行  
のとおり引き  
継ぎ、新市に  
おいて統一を  
図る。

**協議第23号-25**

**各種事務事業（生涯学習関係）の取扱  
いについて**

次のとおり提案があり確認されました。  
1 生涯学習施設については、現行の  
とおり新市に引き継ぐものとする。

2 生涯学習施設の管理・運営につ  
いては、当分の間現行のとおりとし、  
地域のサービスの低下を招かない  
ように、新市において調整するも  
のとする。

3 生涯学習関係施設の使用料につ  
いては、当分の間現行のとおりとし、  
新市において調整するものとする。

4 生涯学習関係事業については、現  
行のとおり引き継ぎ、新市におい  
て調整するものとする。

5 生涯学習関係団体については、合  
併時に統合されるよう調整に努め  
るものとする。

6 生涯学習関係団体への補助金につ  
いては、新市において統一する方  
向で調整するものとする。

**協議第23号-27**

**各種事務事業（文化振興関係）の取扱  
いについて**

次のとおり提案があり確認されました。  
1 1市2町の指定文化財については、  
現行のとおり新市に引き継ぐもの  
とする。

2 文化振興事業については、現行の  
とおり引き継ぎ、新市において調  
整するものとする。

3 文化振興関係団体については、次  
のとおり取り扱うものとする。  
(1) 文化協会については、合併時に

統合されるよう調整に努める。

(2) 文化財保護協会については、合併  
時に統合されるよう調整に努める。  
(3) 保存会等については、現行のと  
おり新市に引き継ぐ。

4 文化振興関係団体への補助金につ  
いては、新市において統一する方向で  
調整するものとする。

**協議第23号-28**

**各種事務事業（競輪事業関係）の取扱い  
について**

競輪事業関係については、現行のと  
おり新市に引き継ぐものとする。  
と、提案があり確認されました。

**協議第23号-29**

**各種事務事業（土地開発公社関係）の取  
扱いについて**

大野原町土地開発公社及び豊浜町土地  
開発公社については、合併の前日まで  
解散し、その財産を観音寺市土地開発公  
社に譲渡するものとする。  
と、提案があり確認されました。

**協議第23号-30**

**各種事務事業（社会福祉協議会関係）の  
取扱いについて**

次のとおり提案があり確認されました。  
1 社会福祉協議会については、それぞ  
れの実情を尊重しながら、統合に向  
けて調整に努める。

2 委託事業・補助事業・単独事業につ  
いては、それぞれの社会福祉協議会  
の実情を尊重しながら、調整に努め  
る。

**協議第24号**

**新市建設計画（その1）について**  
次のことについて提案があり確認さ  
れました。

- 1 新市まちづくりのための住民アン  
ケート調査結果報告について
- 2 新市建設計画の構成について
- 3 新市建設計画（第1章序論）第3  
章主要指標の見直しについて



**その他**

- (1) 第6回観音寺市・大野原町・豊  
浜町合併協議会の日程について  
報告がありました。
- (2) 第7回観音寺市・大野原町・豊  
浜町合併協議会の日程について  
報告がありました。
- (3) 第8回観音寺市・大野原町・豊  
浜町合併協議会の日程について  
報告がありました。



## 新市建設計画（その1）の協議が 第5回合併協議会で行われました。

市町長ヒアリング及び議員グループ・学識経験者グループに分かれてのヒアリングを行い、新市まちづくりのための住民アンケート調査結果等を参考に策定した新市建設計画(その1)の協議が行われました。

今回は、趣旨や構成等について、ご紹介します。

### ① 新市建設計画の趣旨

合併後の新市の将来ビジョンとなる新市建設計画（新市まちづくり計画）を策定する。この計画は、新市の将来進むべき方向を示すマスタープランとして、新市の建設を総合的かつ効果的に推進するとともに、合併後の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上に資するために策定する。

また、この計画の内容は新市が発足した後に策定される新市の基本構想や基本計画に引き継がれることとなる。

### ② 新市建設計画の構成

本計画は、次の4事項を基本とする。

- I 新市のまちづくりの基本方針
- II 新市のまちづくりの根幹となるべき事業に関する事項
- III 公共的施設の統合整備に関する事項
- IV 新市の財政計画



### ③ 新市建設計画の策定方針

合併協議会で策定する新市建設計画については、おおむね次のような事項に留意する必要がある。

- I 本計画は、観音寺市・大野原町・豊浜町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、1市2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねるものとする。
- II 本計画は、新市を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成するものとする。
- III 本計画における主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画は、合併後おおむね10年間について定めるものとする。
- IV 新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視点に立つものとする。

- Ⅴ 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化をきたさないよう十分配慮し、地域バランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。
- Ⅵ 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して決定するものとする。



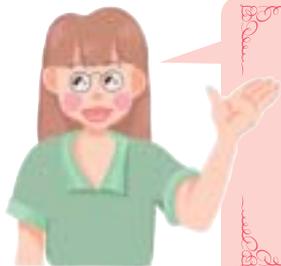
議員グループヒアリング



学識経験者グループヒアリング



担当者打ち合わせ会



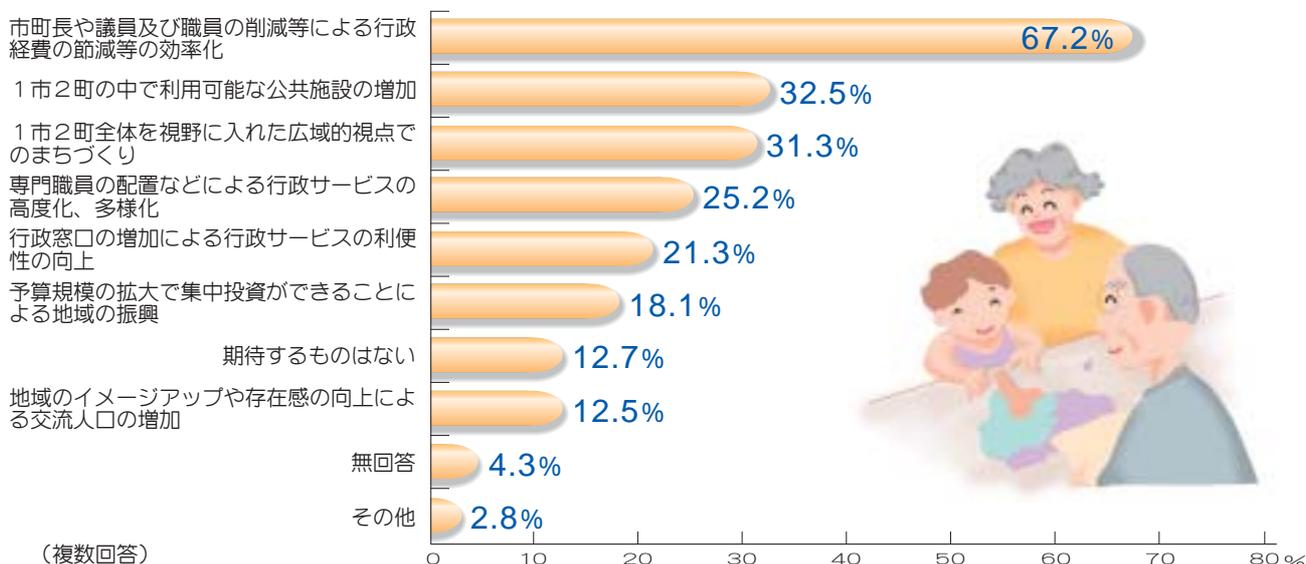
## 新市まちづくりのための 住民アンケート調査結果報告

このアンケートについては、1市5町合併協議会が行ったものより1市2町を抜き出し再集計したものです。  
一部をご紹介します。

### 合併する場合、期待すること

- 1市2町が合併する場合、期待することは何ですか？（3つ以内でお選びください）

「合併する場合、期待すること」を尋ねたところ、「市町長や議員及び職員の削減等による行政経費の節減等の効率化」が全体の67.2%と最も多くなっており、財政健全化、行政改革に対する期待が大きいことがうかがえる。ついで「1市2町の中で利用可能な公共施設の増加」が32.5%、「1市2町全体を視野に入れた広域的視点でのまちづくり」が31.3%と、今後の施策への期待を示していることがうかがえる。



# 合併協定項目の検討内容(抜粋)

合併協定項目の主なものを、合併協議会だより第3号でお知らせしましたが、今回はI協定項目の23その他（各種事務事業）について簡単に説明をします。

各市町で実施している独自の各種事業については、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を必要とするものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、住民サービスの低下につながらないように留意しながら、合理化・効率化に努める必要があり、その調整方針がまとめ次第、随時、協議会に提案しています。

事務事業の調整は、次の7つの基本原則をもとに、総合的に勘案して実施するものとするとしています。

- ① **一体性の確保の原則** 新市に移行する際、住民生活に支障が生じないように、速やかな一体性の確保に努める。
- ② **住民福祉の向上の原則** 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- ③ **負担公平の原則** 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- ④ **健全な財政運営の原則** 新市において健全な財政運営に努める。
- ⑤ **行政改革推進の原則** 行政改革の推進の観点から事務事業の見直しに努める。
- ⑥ **地方分権型社会への対応の原則**  
地方分権型社会への対応の観点から、創意工夫と地域の特性を踏まえた事務事業の見直しに努める。
- ⑦ **適正規模準拠の原則** 新市の自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

すでに、合併協議会において各種協議が行われ、それぞれの調整方針の確認が進められています。

今回は、第4回合併協議会までに確認された項目についてお知らせします。

## 23-1 各種事務事業（広聴広報・情報公開関係）の取扱いは？

### 1 広聴広報

- (1) 広報紙、ホームページについては、合併時までに調整し、新市において新たに発行・作成するものとする。
- (2) 相談業務等については、合併時までに調整し、統一するものとする。
- (3) ケーブルテレビ放送については、合併時までに調整、統一し、オフトーク通信については、新市において調整するものとする。

2 **情報公開** 情報公開については、合併時までに調整し、統一するものとする。

3 **個人情報保護** 個人情報保護については、合併時までに調整し、統一するものとする。

と、確認されました。

【相談業務等】とは、行政相談が該当します。

【情報公開・個人情報保護】とは、情報公開条例、個人情報保護条例等に基づいています。

## 23-3 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いはどうなるの？

新市において、速やかに男女共同参画に関する計画を策定し、事業推進に努めるものとする。  
と、確認されました。

【実施事業】とは、男女共同参画基本計画の策定、男女共同参画講座の開催などの各種施策等が該当します。

## 23-6 各種事務事業（交通関係）の取扱いはどうなるの？

- 1 自主運行バスについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。
  - 2 定期船対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
  - 3 交通安全対策会議については、合併時に再編調整するものとする。
  - 4 放置自転車対策については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整するものとする。
  - 5 交通安全指導については、合併時に再編調整するものとする。
  - 6 交通安全施設については、合併時に再編調整するものとする。
  - 7 交通安全用具の支給については、合併時に再編調整するものとする。
  - 8 チャイルドシート事業については、合併時に再編調整するものとする。
  - 9 交通安全共済については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整するものとする。
- と、確認されました。

【交通安全対策】には、交通安全計画の策定、交通指導員の状況、交通安全施設整備等が関係します。

## 23-9 各種事務事業（国際交流・友好都市関係）の取扱いはどうなるの？

- 1 国際交流 姉妹都市・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他の事業については、合併時に再編統一できるように調整するものとする。
- 2 友好都市 国内の姉妹都市については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において検討するものとする。と、確認されました。

【姉妹都市】とは、アメリカ合衆国ウィスコンシン州アップルトン市や滋賀県草津市、北海道虻田郡真狩村です。

【友好都市交流】があるのは、中華人民共和国山東省青島・即墨市です。

## 23-11 各種事務事業（国民年金関係）の取扱いはどうなるの？

国民年金関係業務については、国の制度に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

【年金給付関係事務】は、国の制度に基づいているため、1市2町間で相違がなくそのまま引き継がれます。

## 23-18 各種事務事業（商工観光事業関係）の取扱いはどうなるの？

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
  - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
  - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
  - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 観光事業については、次のとおり取扱うものとする。
  - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

と、確認されました。

【市町単独事業】とは、四国労働金庫貸付事業、小売商業近代化資金融資預託事業、中小企業融資保証料助成事業等があります。

【商店街等活性化促進事業】とは、集客資源活用型事業（街並整備事業、賑わい力向上事業）、情報対応型事業、空き店舗活用型事業等のことです。

【企業振興奨励金制度】とは、観音寺市工場等立地促進条例、大野原町工場等誘致奨励条例、豊浜町工場設置奨励条例、観音寺市農村地域工業等導入地区立地企業助成条例に基づいています。

【中心市街地活性化事業】とは、まちづくり計画策定（TMO計画策定）、空き店舗対策、イベント活動の推進、高齢化社会への対応を図るバリアフリーの街づくり整備、まちづくり活動支援、公園整備、高齢者向け集合住宅整備、住宅環境整備（モデル地区構想）、地域における文化活動等が該当します。

## 23-20 各種事務事業（都市計画事業関係）の取扱いはどうなるの？

- 1 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 2 用途地域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に指定、調整する。
- 3 都市計画道路整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において都市計画区域の再編と同時に再編調整する。
- 4 都市計画マスタープランについては、都市において新たに策定する。
- 5 都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

と、確認されました。

【都市計画】とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発に関する計画をいいます。

※ これからの各種事務事業の協議状況についても、随時合併協議会だよりでお知らせします。

# ご意見等をお待ちしています

合併についてのお問い合わせや、ご意見ご提言は

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局

〒769-1697 三豊郡大野原町大字大野原1260番地1

TEL **0875-54-9880** FAX **0875-54-9885**

ホームページアドレス

<http://www.kot-gappei.jp>

または、下記、各市町合併担当窓口まで、お寄せください。

### 観音寺市合併対策室

TEL **0875-23-3917** FAX **0875-23-3920**

### 大野原町合併対策室

TEL **0875-54-5700** FAX **0875-54-5029**

### 豊浜町合併対策室

TEL **0875-52-1200** FAX **0875-52-3113**

### 合併協議会の関係資料が閲覧できます

合併協議会の会議資料や会議録は、合併協議会事務局と観音寺市役所、大野原町及び豊浜町の各役場でも、ご自由に閲覧することができます。

ただし、閲覧場所、閲覧時間等は、合併協議会会議録等閲覧規程に基づいて行われます。



▲ この花の名は「沙羅双樹」(さらそうじゅ)。学識名はツバキ科のナツツバキといいます。梅雨頃に咲く花で、やわらかな白い花が緑のなかできれいです。

### 第7・8回合併協議会のお知らせ

#### 第7回合併協議会

日時 平成16年8月26日(木) 午後1時30分から

#### 第8回合併協議会

日時 平成16年9月22日(水) 午後1時30分から

場所はいずれも、大野原町大字大野原1260番地1大野原町中央公民館3階講義室で開催されます。

※ 第6回合併協議会は7月22日(木)に行われました。詳しい結果は第5号(平成16年9月1日発行予定)でお知らせします。

### 合併協議会の傍聴について

協議会は、公開を原則としており、どなたでも傍聴することができます。ただし、会場等の都合により、傍聴人数等の制限をさせていただく場合もありますので、その場合はご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、ビデオ、カメラ、録音機等の持ち込みはできません。